

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年豊橋市条例第12号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 再利用等による廃棄物の減量(第8条—第15条)
- 第3章 廃棄物の適正処理(第16条—第29条)
- 第4章 生活環境影響調査結果の縦覧等(第29条の2—第29条の14)
- 第5章 廃棄物の処理手数料等(第30条—第32条の4)
- 第6章 雑則(第33条—第36条)
- 第7章 罰則(第37条・第38条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することによる廃棄物の減量並びに廃棄物の適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって循環型社会を形成し、及び市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(一部改正〔平成25年条例13号〕)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、廃棄物の発生を抑制、廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理に関し必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市民の自主的な活動の促進及び支援に努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、市民及び事業者に対し、これらに関する情報の提供に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を図ることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を図ることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 3 事業者は、事業系廃棄物の処理について、自ら処理しがたい場合においても共同による処理及び必要な技術開発に努めなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 何人も、生活環境を清潔に保持するよう努め、都市美観の汚損を招かないようにしなければならない。

- 2 遺棄された犬、猫等の死体を発見した者は、速やかに市長に届け出るよう努めなければならない。
- 3 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物内の清掃を行う等その清潔の保持に努めるとともに、その土地又は建物内にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。
- 4 市長は、法第5条第3項の規定による大掃除について一定の計画を定め、これを告示しなければならない。

(一部改正〔平成23年条例15号・25年34号〕)

(指導及び助言)

第7条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導し、及び助言することができる。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

(市の減量義務)

第8条 市は、再利用の可能な物を回収するため必要な施策を実施するとともに、廃棄物の処理に当たっては、分別による収集、廃棄物処理施設での資源の回収等を行うことにより、廃棄物の減量及び資源の有効な利用に努めなければならない。

2 市長その他の市の機関は、物品の調達に当たっては、再生品の使用を促進する等により、自ら再利用による廃棄物の減量に努めなければならない。

3 市長その他の市の機関は、市の施設から発生する廃棄物を適正に分別し、その再利用を図る等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(再利用に関する計画)

第9条 市長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、再利用に関する計画を定め、これを告示しなければならない。

(市民の減量義務)

第10条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等による再利用の促進のための自主的な活動に参加し、及び協力することにより、廃棄物の減量及び資源の有効な利用に努めなければならない。

2 市民は、商品の購入に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、再生品その他廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(事業者の減量義務)

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、原材料の合理的使用、再利用に関する技術開発等廃棄物の減量を推進するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に定める再生資源をいう。)及び再生品の利用に努めなければならない。

(一部改正〔平成13年条例16号〕)

(再利用の自己評価等)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発及び普及に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装の推進等)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、市民が商品の購入に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が、包装、容器等を不要とし、又は返却をする場合には、当該包装、容器等の回収等に努めなければならない。

(事業用建築物の所有者等の減量義務)

第14条 事業用の建築物の所有者は、再利用の促進等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業用の建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量に関し、当該建築物の所有者に協力しなければならない。

(再利用及び減量に関する計画)

第15条 市長は、事業用の建築物のうち規則で定めるものの所有者に対し、規則で定めるところにより、一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画の作成を指示することができる。

### 第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第16条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画(以下「処理計画」という。)を定め、これを告示しなければならない。

2 前項に規定する処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示しなければならない。

(占有者等の協力義務)

第17条 占有者等は、一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる物については、自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない物については、処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、排出する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 占有者等は、市が収集する一般廃棄物を排出するときは、市長が指定する袋(以下「指定袋」という。)を使用しなければならない。

3 占有者等は、指定袋により排出しがたい場合又は市長が特に必要と認める場合は、市長の指示する方法により排出しなければならない。

(一部改正〔平成27年条例16号〕)

(資源物の収集又は運搬の禁止等)

第17条の2 市、廃棄物を収集し、又は運搬する業務を市が委託している者その他規則で定める者(以下「委託者等」という。)以外の者は、処理計画で定めるごみステーション(以下「ごみステーション」という。)に排出さ

れた資源物(その全部又は一部が再利用の対象となる廃棄物として規則で定めるものをいう。以下同じ。)を収集し、又は運搬してはならない。

- 2 市長は、委託者等以外の者が前項の規定に違反して、ごみステーションから資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう勧告することができる。
- 3 市長は、前項の勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うよう命ずることができる。  
(追加〔平成25年条例13号〕、一部改正〔平成28年条例52号〕)

(排出禁止物)

第18条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性物質を含む物
  - (2) 危険性のある物
  - (3) 引火性のある物
  - (4) 著しく悪臭を発する物
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う収集、運搬及び処分に支障を及ぼすおそれのある物
- 2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物の保管、運搬、処分等を行おうとするとき、又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。  
(一般廃棄物の特別処理等の申出)

第19条 占有者等は、一般廃棄物について特別の処理を受けようとするとき、又は規則で定める大きなごみ若しくは犬、猫等の死体の処理を受けようとするときは、市長に申し出なければならない。

(一部改正〔平成13年条例64号・25年34号〕)

(多量の一般廃棄物)

第20条 市長は、法第6条の2第5項の規定により事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる占有者等に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

- 2 前項に規定する多量の一般廃棄物の範囲は、規則で定める。

(市が処分する産業廃棄物)

第21条 市は、一般廃棄物の処分に支障がない範囲内において、法第11条第2項の規定により市の区域内で発生する産業廃棄物の処分を行うことができる。

- 2 前項の規定により市が処分する産業廃棄物の種類及び数量については、規則で定める。

(一部改正〔平成14年条例14号〕)

(廃棄物処理施設等を利用できる者)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、処理計画で定めるところにより、市の廃棄物処理施設及び最終処分場(以下「廃棄物処理施設等」という。)を利用することができる。

- (1) 市の区域内で発生した家庭廃棄物を自ら搬入する者
- (2) 市の区域内で発生した事業系廃棄物を自ら搬入する者
- (3) 市の区域内で発生した家庭廃棄物及び事業系廃棄物を排出する者から当該廃棄物の収集又は運搬を委託された法第7条第1項又は第14条第1項の許可を受けた者

(一部改正〔平成28年条例52号〕)

(廃棄物処理施設等への投入許可)

第23条 前条の規定により廃棄物処理施設等を利用することができる者(以下「施設利用者」という。)が当該廃棄物処理施設等において廃棄物の処分を受けようとするときは、次の各号の一に該当するときを除くほか、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 市の区域内で発生した家庭廃棄物を処分しようとするとき。
  - (2) 少量の一般廃棄物を処分しようとするとき。
  - (3) 災害その他市長が特別の事由により生じたものと認めた廃棄物を処分しようとするとき。
- 2 市長は、前項の許可について、廃棄物の適正な処理を確保するため必要な条件及び期限を付すことができる。

(投入許可の取消し等)

第24条 市長は、次の各号の一に該当するときは、前条の許可を取り消し、若しくは期間を定めてその効力を停止し、又はその条件及び期限を変更することができる。

- (1) 前条の許可を受けた者が当該許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、前条の許可を受けた者が、この条例又はこの条例に基づく処分に違反する行為をしたとき。

(一部改正〔平成9年条例1号〕)

(廃棄物処理施設等の受入基準等)

第25条 施設利用者は、廃棄物処理施設等において廃棄物の処分を受けようとするときは、市長が別に定める受入基準に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の受入基準に従わない施設利用者に対し、その廃棄物の受入れを拒否することができる。

(適正処理の自己評価等)

第26条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となったときにおける処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発及び普及に努めなければならない。

2 事業者は、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法について情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないように努めなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第27条 市長は、製品、容器等が廃棄物になったときに、市におけるその適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(適正処理困難物の排出禁止等)

第28条 占有者等は、適正処理困難物をごみステーションに排出し、又は廃棄物処理施設等に搬入してはならない。

(一部改正〔平成25年条例13号・28年52号〕)

(適正処理困難物の回収等)

第29条 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、当該適正処理困難物を自ら回収する等の必要な措置を講ずるよう要請することができる。

#### 第4章 生活環境影響調査結果の縦覧等

(追加〔平成11年条例21号〕)

(対象となる施設の種類)

第29条の2 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧(以下「縦覧」という。)及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設(以下「焼却施設」という。)及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下これらを「施設」という。)とする。

(追加〔平成11年条例21号〕、一部改正〔平成23年条例15号・28年52号〕)

(縦覧の告示)

第29条の3 市長は、縦覧をしようとするときは、縦覧を行う場所及び期間のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類の
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(追加〔平成11年条例21号〕)

(縦覧の場所及び期間)

第29条の4 縦覧を行う場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 豊橋市役所
- (2) 生活環境影響調査を実施した地域及びその周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日の翌日から起算して1月間とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、法第9条の3の2第1項の同意を得た施設の設置又は変更をしようとする場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生の確保のために非常災害により生じた廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の処分を特に迅速に行わなければならないと認めるときは、前項の縦覧の期間を短縮することができる。

(追加〔平成11年条例21号〕、一部改正〔平成28年条例52号〕)

(意見書の提出先等の告示)

第29条の5 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(追加〔平成11年条例21号〕)

(意見書の提出先及び提出期限)

第29条の6 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 豊橋市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

- 2 意見書の提出期限は、[第29条の4第2項](#)又は[第3項](#)の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。
- 3 [前項](#)の規定にかかわらず、市長は、法第9条の3の2第1項の同意を得た施設の設置又は変更をしようとする場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生の確保のために災害廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと認めるときは、[前項](#)の意見書の提出期限を短縮することができる。

(追加〔平成11年条例21号〕、一部改正〔平成28年条例52号〕)

(他の市町村との協議)

第29条の7 市長は、施設の設置又は変更が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[当該各号](#)の他の市町村の長に調査書の写しを送付し、当該市町村の区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれているとき。

(追加〔平成11年条例21号〕)

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の対象となる施設の種類)

第29条の8 法第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項を準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「非常災害に係る生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「非常災害に係る調査書」という。)の公衆への縦覧(以下「非常災害に係る縦覧」という。)及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、災害廃棄物の処分を行うための焼却施設(以下「仮設焼却施設」という。)とする。

(追加〔平成28年条例52号〕)

(受託者による仮設焼却施設の設置の特例に係る縦覧の実施の届出)

第29条の9 市から災害廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、法第9条の3の3第2項の規定により、非常災害に係る縦覧をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。

- (1) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 仮設焼却施設の名称
- (3) 仮設焼却施設の設置の場所
- (4) 仮設焼却施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 仮設焼却施設の処理能力
- (6) 実施した非常災害に係る生活環境影響調査の項目
- (7) 非常災害に係る縦覧を行う場所及び期間
- (8) 意見書の提出先及び提出期限
- (9) [第29条の11第3項](#)の規定に基づく縦覧の期間又は[第29条の13第3項](#)の規定に基づく意見書の提出期限の短縮が必要であるときは、その旨及びその理由
- (10) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 [前項](#)の規定による届出書には、非常災害に係る調査書を添付しなければならない。

(追加〔平成28年条例52号〕)

(受託者による仮設焼却施設の設置の特例に係る縦覧の告示)

第29条の10 市長は、[前条](#)の規定による届出の内容が相当であると認めるときは、速やかにその旨を受託者へ通知するとともに、非常災害に係る縦覧を行う場所及び期間のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 仮設焼却施設の名称
- (2) 仮設焼却施設の設置の場所
- (3) 仮設焼却施設において処理する一般廃棄物の種類
- (4) 仮設焼却施設の処理能力
- (5) 実施した非常災害に係る生活環境影響調査の項目
- (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(追加〔平成28年条例52号〕)

(受託者による仮設焼却施設の設置の特例に係る縦覧の場所及び期間)

第29条の11 非常災害に係る縦覧を行う場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 豊橋市役所
- (2) 受託者の主たる事務所
- (3) 非常災害に係る生活環境影響調査を実施した地域及びその周辺地域内で、市長が指定する場所
- (4) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

- 2 非常災害に係る縦覧の期間は、告示の日の翌日から起算して1月間とする。

- 3 [前項](#)の規定にかかわらず、市長は、生活環境の保全及び公衆衛生の確保のために災害廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと認めるときは、[前項](#)の縦覧の期間を短縮することができる。

(追加〔平成28年条例52号〕)

(受託者による仮設焼却施設の設置の特例に係る意見書の提出先等の告示)

第29条の12 市長は、法第9条の3の3第2項の規定により仮設焼却施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(追加〔平成28年条例52号〕)

(受託者による仮設焼却施設の設置の特例に係る意見書の提出先及び提出期限)

第29条の13 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 豊橋市役所
  - (2) 受託者の主たる事務所
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 意見書の提出期限は、第29条の11第2項又は第3項の非常災害に係る縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、生活環境の保全及び公衆衛生の確保のために災害廃棄物の処理を特に迅速に行わなければならないと認めるときは、前項の意見書の提出期限を短縮することができる。

(追加〔平成28年条例52号〕)

(受託者による仮設焼却施設の設置の特例に係る他の市町村との協議)

第29条の14 市長は、第29条の9第1項の規定による届出を受理した場合において、仮設焼却施設の設置又は変更が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出に係る事項を、当該各号の他の市町村の長に通知し、当該市町村の区域における非常災害に係る縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 仮設焼却施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 仮設焼却施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 仮設焼却施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれているとき。

(追加〔平成28年条例52号〕)

#### 第5章 廃棄物の処理手数料等

(一部改正〔平成11年条例21号〕)

(一般廃棄物の処理手数料)

第30条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の手数料の徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

(一部改正〔平成12年条例29号・64号〕)

(証紙により徴収する手数料及び証紙の種類等)

第30条の2 前条に規定する手数料のうち大きなごみ収集手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。

2 証紙の種類は、500円及び1,000円とし、その形式は、規則で定める。

(追加〔平成12年条例64号〕)

(証紙の売りさばき)

第30条の3 証紙は、市又は市長の指定する大きなごみ証紙売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)において売りさばくものとする。

- 2 売りさばき人は、規則で定めるところにより、証紙を市から買い受けるものとする。
- 3 市長は、売りさばき人を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。指定を取り消したときも、また同様とする。

(追加〔平成12年条例64号〕)

(証紙の無効等)

第30条の4 消印された証紙又は著しく汚染し、若しくははき損した証紙は、無効とする。

2 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙と交換することはできない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときに限り、規則で定めるところにより、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙と交換することができる。

(追加〔平成12年条例64号〕)

(産業廃棄物の処分費用)

第31条 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処分に要する費用の額は、別表第2のとおりとする。

2 第30条第2項の規定は、前項の費用の徴収について準用する。

(一部改正〔平成11年条例57号・12年64号〕)

(廃棄物処理手数料等の減免)

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第30条に規定する手数料及び前条に規定する費用を減免することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付

を受けている者

- (2) 災害その他市長が特別の事由により生じたものと認めた廃棄物の処分を受けようとする者  
(一部改正〔平成20年条例38号・26年33号〕)

(許可申請手数料等)

第32条の2 法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)又は使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)の規定による許可等(変更の許可を含む。)又は許可等の更新を受けようとする者は、申請の際、別表第3に定めるところにより手数料を納付しなければならない。

(全部改正〔平成12年条例29号〕、一部改正〔平成12年条例64号・16年22号〕)

(廃棄物処理手数料等の還付)

第32条の3 既納の第30条及び前条に規定する手数料(大きなごみ収集手数料を除く。)並びに第31条に規定する費用は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(追加〔平成11年条例57号〕、一部改正〔平成12年条例64号〕)

(手数料の徴収方法等)

第32条の4 第30条から第32条まで及び前条に定めるもののほか、第30条に規定する手数料及び第31条に規定する費用の徴収並びに証紙の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(追加〔平成12年条例64号〕)

## 第6章 雑則

(一部改正〔平成11年条例21号〕)

(報告の徴収)

第33条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(技術管理者の資格)

第34条 法第21条第3項の条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第17条第1項に定める資格とする。

(追加〔平成24年条例56号〕)

(省令の改正に伴う措置)

第35条 市長は、前条に定める規定に関して省令が改正された場合は、速やかに当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(追加〔平成24年条例56号〕)

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成24年条例56号〕)

## 第7章 罰則

(追加〔平成12年条例29号〕)

第37条 詐欺その他不正の行為により手数料又は費用の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。

(追加〔平成12年条例29号〕、一部改正〔平成24年条例56号〕)

第38条 第17条の2第3項の規定による命令を受けた者が同条第1項に違反したときは、20万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(追加〔平成25年条例13号〕)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「旧条例」という。)第13条の規定により許可を受け、又は許可の申請をしている者は、改正後の豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第23条第1項の規定による許可を受け、又は許可の申請をしている者とみなす。

3 この条例の施行の際、旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定によってしたものとみなす。

附 則(平成8年3月29日条例第14号)

この条例は、平成8年5月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年8月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第2号)抄  
(施行期日)

第1条 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第31条中別表第1ごみ等の項の改正規定及び別表第2ごみ等の項の改正規定は、平成9年5月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日条例第19号)

この条例は、平成10年6月17日から施行する。

附 則(平成11年3月31日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定中「第32条」を「第32条の2」に改める部分、第4章中第32条の次に1条を加える改正規定及び別表第2の次に1表を加える改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月22日条例第57号)

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第29号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日条例第64号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第19条及び別表第1の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第16号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第17号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第14号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第21条第1項の改正規定 公布の日

(2) 別表第2の改正規定 平成14年4月1日

(3) 別表第1の改正規定 平成14年5月1日

附 則(平成15年9月24日条例第42号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日条例第22号)

この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、別表第3に28の項から31の項までを加える改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年12月19日条例第72号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月19日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日条例第15号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月13日条例第56号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第13号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成25年12月12日条例第34号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

(公の施設の使用等に係る経過措置)

第2条 平成26年4月1日(以下「施行日」という。)前にこの条例(第1条、第2条(別表第3(4)有料公園施設を利用する場合駐車場の部の改正を除く。)、第6条から第8条まで、第10条、第14条から第25条まで、第27条(別表第1の改正を除く。)、第29条、第30条、第32条から第40条まで、第42条から第45条まで及び第50条から第56条までの規定に限る。以下同じ。)による改正前の各条例の規定により施行日以後の使用等について使用料等を領収した場合における当該使用料等の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年6月19日条例第33号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年2月1日から施行する。



(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間、改正後の第17条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「使用しなければならない」とあるのは「使用するよう努めなければならない」と、同条第3項中「排出しなければならない」とあるのは「排出するよう努めなければならない」とする。

附 則(平成28年12月16日条例第52号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正は公布の日から、別表第1のごみ等の項の改正は平成29年8月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第13号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月14日条例第39号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日条例第14号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(公の施設の使用等に係る経過措置)

第2条 平成31年10月1日(以下「施行日」という。)前にこの条例(第1条、第2条、第4条から第7条まで、第9条から第14条まで、第15条(第3条及び第6条の改正並びに別表第3を削る改正を除く。)、第17条から第28条まで、第31条から第39条まで、第41条から第45条まで、第47条、第51条、第52条、第54条及び第57条の規定に限る。以下同じ。)による改正前の各条例の規定により施行日以後の使用等について使用料等を領収等した場合における当該使用料等の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第30条関係)

(一部改正〔平成25年条例34号・28年52号・30年39号・31年14号〕)

種類	料金区分	算定基礎	金額	備考
ごみ等	廃棄物処理施設投入料金	豊橋市資源化センターに投入する場合	10キログラムごとに 150円	1 家庭廃棄物等は、無料とする。 2 10キログラム未満は、10キログラムとみなす。
		バイオマスとして利活用する施設に投入する場合	50円	
	最終処分場投入料金	200円		
	大きなごみ収集手数料	1品目ごとに 3,000円以内で規則で定める額		
し尿、浄化槽汚泥	廃棄物処理施設投入料金	900リットルごとに	50円	900リットル未満は、900リットルとみなす。
犬、猫等の死体		市が収集運搬し、処分するもの 1匹につき	620円	

別表第2(第31条関係)

(一部改正〔平成30年条例39号〕)

種類	料金区分	算定基礎	金額	備考
ごみ等	廃棄物処理施設投入料金	10キログラムごとに	240円	10キログラム未満は、10キログラムとみなす。
	最終処分場投入料金		200円	

備考

一般廃棄物と産業廃棄物の区別が困難なものについては、産業廃棄物とみなす。

別表第3(第32条の2関係)

(一部改正〔平成28年条例52号・30年13号〕)

	手数料に係る事務	手数料名	区分	単位	金額
1	法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料		1件	円 10,000
2	法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料		1件	10,000

3	法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料		1件	10,000
4	法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料		1件	10,000
5	法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料		1件	10,000
6	法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料		1件	10,000
7	法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件	130,000
			その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件	110,000
8	法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件	120,000
			その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件	100,000
9	法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料		1件	73,000
10	法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料		1件	73,000
11	法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料		1件	147,000
12	法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更認定申請手数料		1件	134,000
13	法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料		1件	81,000
14	法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料		1件	73,000
15	法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料		1件	100,000
16	法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料		1件	94,000
17	法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料		1件	71,000
18	法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料		1件	92,000

19	法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料		1件	81,000
20	法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料		1件	74,000
21	法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料		1件	100,000
22	法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料		1件	95,000
23	法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料		1件	72,000
24	法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料		1件	95,000
25	法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件	140,000
			その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1件	120,000
26	法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件	130,000
			その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1件	110,000
27	法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料		1件	73,000
28	法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料		1件	73,000
29	浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料		1件	10,000
30	使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料		1件	4,000
31	使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第2項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	引取業者登録の更新申請手数料		1件	3,000
32	使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	フロン類回収業者登録申請手数料		1件	5,000
33	使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	フロン類回収業者登録の更新申請手数料		1件	4,000

34	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	自動車解体業許可申請手数料		1件	78,000
35	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	自動車解体業許可の更新申請手数料		1件	70,000
36	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	自動車破砕業許可申請手数料		1件	84,000
37	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	自動車破砕業許可の更新申請手数料		1件	77,000
38	使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	自動車破砕業の変更許可申請手数料		1件	67,000